

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例新旧対照表【平成二十四年条例六十六号】（第一条関係）

新	旧
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「整備法」という。）附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第七条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第七十四条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第七条第一項第一号イ及びロ、第二十九条、第三十条並びに第七十四条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第七条第二項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十九条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第三十条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下この条及び次条において「整備法」という。）附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第七条第一項第二号、第二項及び第六項並びに第七十四条第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第七条第一項第一号イ及びロ、第二十九条、第三十条並びに第七十四条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、第七条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」と、第二十九条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項まで及び第三十条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援</p>

事業所の管理者」と、第七十四条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

事業所の管理者」と、第七十四条第一項第一号イ及びロ中「十」とあるのは「十五」とする。

